

トリップアドバイザー検索上位パッケージ約款

第1条（約款の適用）

- 本約款は、株式会社ぐるなび（以下「当社」という）が、TripAdvisor LLC（以下「TA」という）の運営するウェブサイト「TripAdvisor」（以下「本媒体」という）にかかるサービス（以下「本サービス」という）の利用に関して、本約款に同意した上で申込みを行い当社の承諾を得た者（以下「利用者」という）と当社との間に適用される。
- 本サービスについて、本約款に定めのない事項については基本約款及び掲載サービス約款（以下「原約款」という）が適用又は準用されるものとし、本約款の定めと原約款の定めが相違する場合は、本約款の定めが優先して適用されるものとする。
- 本約款における用語の定義は、別段の定めがある場合及び文脈上別の意味を有することが明白である場合を除き、原約款の定めに従う。

第2条（本サービス）

- 当社は、本サービスとして、以下に掲げるサービスをパッケージにして提供する。
 - 初期設定サービス：当社は、契約者に代わり、当社サイトに掲載されている利用者の店舗ページ（日本語版・外国語版。以下「店舗ページ」という）より情報を取得し、これらの情報を利用して、TAの施設ページ（以下「施設ページ」という）に登録又は設定する。なお、新規で施設ページを立ち上げる場合、又は施設ページのオーナー権限を当社が保有していない場合、利用者は、申込にあたり、当社所定の委任状（以下「本委任状」という）を当社に提出し、当社に施設ページにかかるオーナー権限を付与するものとする。当社が当該委任状をTAに提出し、TAが委任状を承認することで、利用者は本サービスを利用することができるものとする。
 - セルフサービス広告：利用者が本サービスの対象として指定した店舗（以下「対象店舗」という）にかかる広告（以下「本広告」という）を本媒体上検索結果のセルフサービス広告枠にランダムに掲載するサービス。
 - プレミアムプラン：施設ページの内容を充実させるサービス。なお、店舗ページの情報を使用し、施設ページへの登録申請をTAに行うものであるが、TAの仕様又は条件によっては、当社で設定を行い、TAに対し登録申請を行ったとしても、施設ページに反映されない場合もあることを利用者はあらかじめ承諾するものとする。この場合であっても、利用者は第11条に定める本サービスの対価を当社に支払う義務を負う。
- TAが提供するサービスは、TripAdvisor LLCが提供するものとし、TAが定める以下利用規約及びプライバシーポリシーが契約者に適用されます。
 - 利用規約：<https://tripadvisor.mediaroom.com/jp-terms-of-use>
 - プライバシーポリシー：<https://tripadvisor.mediaroom.com/jp-privacy-policy>
- 本サービスの詳細については当社が決定する。また、当社は、本サービスの内容（本媒体及び本広告のデザイン、レイアウト、構成又は配布方法（配布の有無を含む）、発行方法を含むがこれらに限られない）を随時見直すことができる。

第3条（事前手続）

- 利用者は、自らが対象店舗のオーナーであることを保証する。また利用者は、当社が要請した場合は、自らが対象店舗のオーナーであることを証明できる、当社が別途指定する書類等を、当社に対して提出するものとする。
- 前二項に起因しまたはこれに関連して、当社または利用者とTAの運営者であるTripAdvisor LLC、その他の第三者との間で紛争等が生じた場合（ただし、当該紛争等が当社のみの責に帰すべき事由によって生じた場合を除く）、利用者は当社を免責し、自らの責任と負担において当該紛争等を解決する責任を負う。
- 前三項のほか、利用者は本サービスの提供を受けるために必要となる諸手続に協力するものとする。
- 利用者が当社に対し、委任状（委任状の提出を要する場合に限る）及び利用者が対象店舗のオーナーであることを証明する書類等本サービスの提供に必要な情報は情報又は書類を提出しない場合、当社は利用者に対して本サービスを提供することができず、本契約は当然に終了する。

第4条（再委託）

当社は、当社の責任において、本サービスにかかる業務の全部又は一部を第三者に委託することができる。なお、この場合において、当社は、オーナー権限を再委託先に付与することができるものとし、利用者はあらかじめこれを承諾のうえ、本サービスを申込むものとする。

第5条（施設ページの情報の利用）

当社は、本サービスの提供又はこれに関連する当社の事業の範囲内において、施設ページ情報を、複製、翻案等の方法により利用することができ、利用者は、当社に対し、施設ページの情報にかかる知的財産権（商標権、著作権、著作者人格権を含むがこれらに限らない）を行使しない。

第6条（知的財産権等）

- 本サービスの提供の過程で当社が制作したページその他の制作物の著作権は、当社又はTAに帰属する。ただし、当該制作物に、利用者が著作権その他の権利を有する素材（写真画像、説明文等を含むがこれらに限られない）が含まれる場合、当該制作物にかかる権利の帰属については、別途協議の上定めるものとする。
- 利用者は、当社に対し、当社による本サービスの提供のために必要な範囲におけ

る利用者の商号、商標・ロゴマークの使用を無償で許諾する。

第7条（本サービスの提供条件）

- 当社は、利用者が次の各号の一に該当すると判断した場合、当該事項が解消されるまでの間、利用者に対し本サービスの提供を停止できる。なお、この場合であっても、利用者は、本サービスの利用料金を支払う義務を免れない。
- 当社が提供する各種サービス（本サービスを含むがこれに限られない）の利用にかかる対価及の支払いを怠っている場合
 - 利用者によるTAサービスの利用が停止されている場合
 - 利用者が本約款に違反した場合

第8条（本サービスの停止及び中断）

- 当社は、次の各号の一に該当する場合、本サービスの全部又は一部の提供を、利用者に予告なく停止することができる。
 - 当社のサーバー又はシステムの保守、点検、バージョンアップ等により本サービスの提供が不能又は困難な場合
 - 通信事業者等の設備の事故、火災、停電、天災地変、社会的混乱等の当社の責に帰すべき事由によらず本サービスの提供が不能又は困難な場合
 - TAの仕様変更等TAの行為により本サービスの提供が不能又は困難な場合
 - TAによる施設ページの掲載停止等TAのサービスの提供又は利用が停止された場合
- 当社が、前項の定めに基づき、本サービスの全部又は一部の提供を予告なく停止した場合であっても、これにより利用者に生じた一切の損害について当社は責任を負わない。この場合であっても、これによって、本サービスの対価は減額されるものではない。

第9条（契約の成立）

- 本サービスの利用を希望する者（以下「利用希望者」という）は、本約款に同意した上で、本委任状を当社に提出し、本サービスの利用のための事前エントリーを行うものとする。本委任状のTAによる承認後、利用者は当社所定の申込画面において本サービスの利用を当社に申込む。なお、本委任状の提出方法の詳細は別途当社が提示する営業資料等において定めるものとする。
- 前項に基づき、利用希望者の申込完了時点で、当社と利用希望者との間に本サービスの利用契約（以下「本契約」という）が成立する。

第10条（契約期間）

- 本契約は、本契約の成立日から有効とし、掲載開始日より起算して1年後の応当日の前日まで（以下「本契約期間」といいます）とします。但し、別途合意した場合を除きます。
- 本契約期間の満了日の1か月前までに一方当事者から他方当事者に対し書面によって本契約を更新しない旨の通知がなされた場合を除き、本契約は、同一条件にて1年間自動的に更新されるものとし、以降も同様とします。但し、別途合意した場合を除きます。

第11条（対価）

- 本サービスの利用にかかる対価（税別）（以下「本対価」という）は、以下に掲げるとおりとする。利用者は、本約款、原約款等及び当社が発行する請求書等の定めに従い、本対価を支払うものとする。
 - 初期設定費
申込完了をもって本対価が発生する。
 - TripAdvisor検索上位パッケージA（セルフサービスA＋プレミアムプラン）
掲載開始をもって本対価が発生する。
 - TripAdvisor検索上位パッケージB（セルフサービスB＋プレミアムプラン）
掲載開始をもって本対価が発生する。
- 前項に定めるセルフサービス広告にかかる対価は、その性質上、完全に消化しきれない場合が生じることを利用者はあらかじめ承諾するものとする。当社は、未消化が発生しないよう商業上合理的な努力を行うものとするが、未消化が一切発生しないことを利用者には保証しない。利用者は未消化が生じた場合であっても当社に対し未消化分を含む本サービスの対価全額を支払うものとする。
- 当社は、本対価発生月の月末締めにて請求書を発行し、利用者は翌月末日までに当社が定める方法により本対価を当社に支払うものとする。

第12条（キャンセル料）

利用者が本サービスの申込後に本サービスの利用をキャンセルする場合、第2条第1項第1号に定める初期設定費に相当する金額を当社に支払わなければならないものとする。

第13条（権利の保証）

利用者は、当社に対して、施設ページの情報が以下の各号のいずれも満たしていることを保証する。

- 公序良俗に違反しないこと
- 猥褻内容を含まないこと
- 特定の法人、団体及び個人を攻撃し、又は、誹謗中傷する内容でないこと
- 虚偽の内容を含まないこと
- 犯罪行為又は犯罪行為に結びつく内容でないこと
- 特定の法人、団体及び個人に迷惑、不快感又は不利益を及ぼすような内容でないこと
- 第三者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害しないこと
- その他法律、政令、省令その他の規則に違反しないこと
- 対象店舗への来店者その他の第三者が誤認混同を生じるおそれのある情報を含まないこと
- 事実と異なる、又は真実性が疑わしい情報を含まないこと
- 第三者の商品・サービスを貶め、又は品位や名誉を傷つけるおそれのある情報 含ま

ないこと

(11)第三者の肖像権、著作権、商標権等他人の権利を侵害するおそれのある情 報を含
まないこと

(12)その他当社の禁止する情報や表現を含まないこと

第14条（施設ページの情報に関する制限及び責任）

1. 利用者は、当社による施設ページの情報の利用が、第三者の著作権、著作
者人格権、肖像権、商標権、その他の知的財産権又は他のいかなる権利を
も侵害しないよう自己の責任と費用負担において当該第三者との間で必要
なすべての権利処理を予め完了させる。
2. 利用者は、施設ページの情報の内容が事実と合致することその他施設ペー
ジの情報について、対象店舗への来店者その他の第三者（に対し一切の責
任を負うものとする。当社は、施設ページの情報につき一切責任を負わない。
3. 利用者は、施設ページの情報の内容について景品表示法、商標法、不正競争
防止法
及び消費者契約法その他の法令を遵守しなければならない。また、利用者
は、対象店舗への来店者その他の第三者（TAを含み、以下本条において同
様とする）に対し誤解を生じさせる表示をしてはならず、また不誠実な対応に
より第三者に迷惑を蒙らせてはならない。
4. 利用者は、本条件のほか、別途TAが定める本広告枠の利用における条件を
遵守するものとする。
5. 当社は、利用者が本条前各項のいずれかに違反すると判断した場合、利用者
に対して施設ページの情報の変更を求め又は自ら本サービスの停止、施設ペー
ジの情報の削 除・変更を行うことができる。
6. 施設ページの情報に起因し、又はこれに関連して、当社と対象店舗への来店者
その他
第三者との間で生じた一切の紛争については、利用者が自己の費用と責任
において誠実に対応する。但し、当社が当該紛争に対応した場合、当社は
利用者に対し、当該紛争の解決のために要した費用全額（訴訟費用、弁護
士費用等を含むがこれに限られない）を請求することができる。
7. 当社は、利用者に対し、本サービスについて有用性、目的性、一定の成
果等何らの保証をしないものとし、利用者はこれについて異議を述べないも
のとする。

第15条（賠償）

1. 本条件で当社の損害賠償責任が免責されている場合を除き、本サービスに起因し
又はこれに関連して、当社が利用者又は指定店舗運営者に対し負担する責任は、
請求原因の如何を問わず、原因行為のための直接の結果として現実に発生した通
常損害（予見可能性の有無にかかわらず特別損害、間接損害、逸失利益を含まな
い）の範囲に限られ、かつ、以下の各号のいずれにも該当する額を上限とする。但し、
当社に故意又は重過失がある場合はこの限りではない。
- (1) 損害の発生の直接の原因となった個別サービスの対価の額（当該対価が年額の
対価として定められている場合はその対価の 1/2 に相当する額）
- (2) 前号の個別サービスが複数の指定店舗を対象として提供されていた場合、当該
個別サービスの対価のうち損害の発生した指定店舗にかかる対価の額
2. 前項に定める当社の賠償責任の定めは、債務不履行、不法行為その他法律構成の
如何を問わず適用される。

第16条（利用者による本契約の終了）

利用者は、本契約期間中においても、当社所定の方法に従い、利用者が希望する解約
日（以下「解約希望日」という）の1ヶ月前までに当社に対し本契約を終了させる旨の通知
を行うことにより、解約希望日をもって本契約を終了させることができる。但し、解約希望日
までに当社の解約手続が完了しない場合は、解約手続の完了日をもって本契約は終了
する。

第17条（当社による本契約の終了）

1. 当社は、本契約期間中においても、利用者に対し書面又は電子メールにより通知を
行うことにより、当該通知の到達日をもって、本契約を終了させることができる。
2. 当社は、以下の各号のいずれかに該当する場合には、利用者に対する何らの通知及
び催告なしに、本契約を直ちに終了させることができるほか、本サービスの提供を停
止し、利用者情報を当社のサーバーから削除することができる。この場合、利用者
は、当社に対して負担する一切の債務（本契約に基づき負担する債務を含むがこれ
に限られない）の期限の利益を当然に失い、これを直ちに弁済する。なお、本条によ
る本契約の終了は、利用者に対する損害賠償の請求を妨げない。
- (1) 利用者が本条件に違反した場合
- (2) 終了事由の如何を問わず、利用者がレストラン掲載サービスの利用を終了した場
合
- (3) 利用者が審査基準を満たしていないことが事後的に判明した場合、又は加盟後審
査基準を満たさなくなったと当社が判断した場合
- (4) 利用者又は指定店舗運営者が飲食店その他の営業の停止又は廃止をした場合
- (5) 利用者又は指定店舗運営者が自己の営業について監督官庁による注意、勧告
又は処分を受けた場合
- (6) 利用者又は指定店舗運営者が自己の営業を行うために必要な許認可を有しない
場合
- (7) 利用者が住所変更の届出を怠る等利用者の責に帰すべき事由によって利用者の
所在が不明となった場合
- (8) 利用者が仮差押え、仮処分、差押えもしくは競売の申立てを受け、破産手続開始、
民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始もしくは特定調停手
続開始その他これに類する手続の申立てを受け、又は破産手続開始、民事再生

手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始もしくは特定調停手続開始その
他これに類する手続の申立てを自らした場合

- (9) 利用者が支払を停止し、又は手形交換所から警告もしくは不渡り処分を受けた場合
- (10) 利用者が公租公課の滞納処分を受けた場合
- (11) 前3号のほか、利用者の財産状態又は信用状態が悪化したと当社が判断した場合
- (12) 利用者が資本減少、合併、全部若しくは重要な一部の事業の譲渡又は解散の決議
をした場合
- (13) 利用者が株主構成、役員等の変動等により会社の実質的支配関係が変化し、従前
の会社との同一性がなくなったと当社が判断した場合
- (14) 利用者が第 3 条第5項等の手続を行わないことにより、相当期間経過後も当社が本
サービスを提供することができない場合
- (15) 本項各号のいずれかに準ずる事由があると当社が判断した場合
- (16) その他利用者による本契約の履行が困難であると当社が判断した場合

第18条（存続条項）

原因のいかんを問わず、本契約が終了した場合であっても、第6条、第12条、第13条、
第14条、第15条、本条及び第19条の定めは有効に存続する。

第19条（協議）

本約款に定めなき事項又は本約款の各条項の解釈に疑義を生じた場合、利用者及
び当社は、その都度誠意をもって協議し、円満に解決する。

制定日 2026年10月6日